

別府市飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成金交付要綱

制定 平成27年2月23日
別府市告示第48号
改正 平成28年3月31日
別府市告示第140号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における飼い主のいない猫を適正に管理するため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術（堕胎手術及び猫の耳のV字カットを含む。以下同じ。）に要する費用を助成することに関し、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 活動グループ 地域において飼い主のいない猫を適正に管理する活動を行うために当該地域に住所を有する者3人以上で組織された団体で、次に掲げる要件の全てを満たし、当該地域の自治会の合意及び市の登録を受けたものをいう。

ア 飼い主のいない猫の減少を図り、市民の良好な生活環境の保持を推進することを目的としていること。

イ 飼い主のいない猫の適正な飼育及び動物愛護への理解の普及に寄与することを目的としていること。

ウ ア又はイに掲げる目的のため、次に掲げる活動を行っていること。

(ア) 飼い主のいない猫の繁殖抑制を図るため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を推進する活動

(イ) 飼い主のいない猫の餌及び排泄物の適正な管理のための活動

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる活動に対する地域住民の理解を得るための啓発等の活動

エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下このウにおいて同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者が構成員となっていないこと。

- (2) 協力獣医師 大分県獣医師会別府支部に所属する獣医師(当該獣医師が属する動物病院を含む。)のうち、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の実施に関し、市と協定を締結したものをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付対象者は、活動グループとする。

(活動グループの登録等)

第4条 活動グループとして登録を受けようとする団体は、別府市活動グループ登録申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、別府市活動グループ登録可否決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定により登録することに決定したときは、活動グループの団体名、代表者氏名、電話番号、活動場所その他必要な事項を台帳に登録する。

4 市長は、前項の規定により登録をした活動グループ(以下「登録活動グループ」という。)に別府市活動グループ登録証(様式第4号)(以下「登録証」という。)を交付する。

5 登録証の交付を受けた登録活動グループは、その活動の際、登録証を携帯し、地域住民の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(変更の届出)

第5条 登録活動グループは、前条第1項に規定する申請の事項に変更があったときは、別府市活動グループ登録事項変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第6条 登録活動グループは、第4条第3項の規定による登録を廃止する

ときは、別府市活動グループ登録廃止届（様式第6号）に交付を受けた登録証を添えて、市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録活動グループが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、別府市活動グループ登録取消通知書（様式第7号）により当該登録活動グループに通知するものとする。

(1) 第2条第1号に規定する要件を満たさないとき。

(2) その他市長が登録が適当でないと認めるとき。

2 前項に規定する通知を受けた登録活動グループは、速やかに交付を受けた登録証を市長に返還しなければならない。

（登録証の紛失届及び再交付申請）

第8条 登録活動グループが、登録証を紛失したときは、速やかに別府市活動グループ登録証紛失届兼再交付申請書（様式第8号）を市長に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

（助成対象経費）

第9条 助成金の交付対象となる経費は、飼い主のいない猫に対して、協力獣医師が行う不妊去勢手術に要する費用とする。

（助成額）

第10条 助成額は、予算の範囲内で、雌猫にあっては1匹につき2万円とし、雄猫にあっては1匹につき1万円とする。

（助成金の交付申請）

第11条 登録活動グループは、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施するに当たり、助成金の交付を受けようとするときは、別府市飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成金交付申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第12条 市長は、前条に規定する申請に対し、助成金の交付を決定したときは、別府市飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成金交付決定通知書（様式第10号）（以下「決定通知書」という。）により当該申請をした登録活動グループに通知するものとする。

（不妊去勢手術の実施）

第 1 3 条 前条の規定により決定通知書を受け取った登録活動グループ（以下「助成決定活動グループ」という。）は、協力獣医師に当該決定通知書を提示し、不妊去勢手術を依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けた協力獣医師は、診断の上、不妊去勢手術を行うものとする。ただし、診断の結果、不妊去勢手術を行うことが適当でないと判断したときは、その理由を説明し、不妊去勢手術を行わないことができる。

3 助成決定活動グループは、前項ただし書の規定により不妊去勢手術が行われなかったときは、その旨を市長に届け出なければならない。
（不妊去勢手術完了後の手続）

第 1 4 条 助成決定活動グループは、前条第 1 項の規定により依頼した不妊去勢手術が完了したときは、別府市飼い主のいない猫の不妊去勢手術完了届（様式第 1 1 号）に必要事項を記入の上、当該不妊去勢手術を行った協力獣医師に提出し、助成金の請求及び受領の代理権限を当該協力獣医師に授与するものとする。

（助成金の請求及び支払）

第 1 5 条 協力獣医師は、当月に前条の規定により提出された別府市飼い主のいない猫の不妊去勢手術完了届をまとめて、翌月 1 0 日までに別府市飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成金請求書（様式第 1 2 号）に添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに助成金を当該請求をした協力獣医師に支払うものとする。

（その他）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 2 7 年 2 月 2 3 日告示第 4 8 号）

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 3 月 3 1 日告示第 1 4 0 号）

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。